

答 申 情 第 8 5 号

平成30年5月30日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成29年6月22日付け環循美第12号
不法投棄監視カメラ申請書等の不存在による非公開決定事案（諮問情第109号）
- (2) 平成29年6月22日付け環循美第14号
不法投棄監視カメラ申請書等の不存在による非公開決定事案（諮問情第111号）
- (3) 平成29年6月22日付け環循美第15号
不法投棄監視カメラ申請書等の不存在による非公開決定事案（諮問情第112号）
- (4) 平成29年7月26日付け環循美第33号
不法投棄監視カメラ申請書等の不存在による非公開決定事案（諮問情第137号）
- (5) 平成29年7月26日付け環循美第34号
不法投棄監視カメラ申請書等の不存在による非公開決定事案（諮問情第138号）

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った各不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査会における審議の方法

別表に示す5件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、いずれも、諮問庁の環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課が所管する「不法投棄監視カメラ等貸与制度」に関する公文書の公開の請求（以下「本件請求」という。）に対する各処分（以下「本件処分」という。）について行われたものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

3 審査請求の経過

本件審査請求の経過は、別表のとおりである。

4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件の回答担当部局（——決定通知書）の文中の「保有していない理由」の説明内容に疑義と当方の請求内容（理由）に対する説明（回答）に不足（欠如）があるため。」「本件に対する担当部局の回答（——通知書）の文中の「…保有していない理由」の説明内容と当方が収集している資料の間、相反する食い違い（齟齬…今は使わないのですか？）があり、それ故回答に疑義があるため。」などというものである。

5 諮問庁の主張

不存在による非公開決定通知書及び弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 不法投棄監視カメラ等貸与制度について

ア 本件に係る不法投棄監視カメラ等貸与制度とは、常習的な不法投棄に悩み、その対策に努める地域団体からの申請を受けて、不法投棄監視カメラ等を貸与する制度である。貸与申請の際、貸与を受けようとする地域団体は、京都市不法投棄監視カメラ等貸与に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条に基づき、次の各様式を提出し申請を行うこととしており、審査請求人が求めている文書は、これらのうち、様式1から

様式4まで及び様式7のことである。

- ・(様式1) 申請書
- ・(様式2) 誓約書
- ・(様式3) 所有者又は占有者の了解書(以下「了解書」という。)
- ・(様式4) 物品使用貸借契約書(以下「契約書」という。)
- ・設置希望場所の地図

設置場所や撮影範囲を変更するときは、(様式7) 設置場所変更申請書(以下「変更申請書」という。)及び設置希望場所の地図を提出しなければならない。

(2) 本件処分の理由について

ア 本件請求に係る文書について

(ア) 請求があったのは、以下の文書である。

- a ごみ収集の定点番号「朱二44」「朱七37」「朱七31」「朱三1」「朱三2」(以下「5箇所の定点」という。)の不法投棄監視カメラ等に関する書類第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第7号様式
- b 5箇所の定点において、不法投棄監視カメラが設置されていることを前提に、当該カメラに用いられている記録媒体(例:メモリーカード、SDカードなど)が具体的に何かを知ることができる文書
- c 不法投棄監視カメラの画像データに関しては、設置場所において不法投棄を確認した場合、要綱第6条第5項に基づき、貸与を受けた地域団体が、画像データを保存する記録媒体を所管のまち美化事務所に持参しなければならないこととされているところ、5箇所の定点において、当該画像データが持参された事例の有無がわかる文書
- d 不法投棄監視カメラにより撮影した画像データについては、要綱第6条第6項に基づき、京都市不法投棄監視カメラ等貸与認定通知書で指定した京都市画像閲覧許可職員及び貸与を受けた地域団体における画像閲覧許可指定者(以下「画像閲覧許可者」という。)のみ閲覧できるものとしているところ、当該画像閲覧許可者の氏名及び住所がわかる文書(ごみ収集の定点番号「朱七31」「朱三1」「朱三2」のみ)

イ 本件請求に係る文書が存在しないことについて

(ア) 当庁は、本件請求に係る文書が存在しないため、不存在による非公開決定を行っている。これは、本件請求については、当庁が要綱に基づき不法投棄監視カメラ等を貸与している事実が存在しないためである。

(イ) 審査請求の理由において、「監視カメラを明示する意味の看板のみが設置されているのはおかしい。」等の旨の主張があるが、これは、「そもそもカメラが設置されて

いない場所に、不法投棄監視カメラの設置を明示する看板を設置すること」や、「京都市が要綱に基づき貸与していない監視カメラに看板を設置すること」はおかしいという旨であると解される。しかし、このような、当該看板の設置のあり方について是正を求めるような主張は、情報公開上の手続ではなく、不法投棄対策に係る事務の適否について主張しているものであって、事務の適否については、行政不服審査法に基づく審査請求の趣旨や理由にはなり得ない。

なお、監視カメラ等の設置を明示する看板については、要綱第5条第4項により、不特定多数の者が撮影される恐れのある場合に掲示しなければならないと定めており、それ以外の場合は特に定めはない。

よって、審査請求人の主張には理由がないものとする。

(ウ) 審査請求の理由において、「不法投棄監視カメラ作動中」との掲示看板の設置されている場所には京都市の掲示看板が設置されている以上、京都市所有の同監視カメラが設置され、しかも作動中と迄記載されているのである故に上記に加え尚更そうであるべきが合理的にも整合するものである正当であるにも係わらず、尚複数回答されています通り、京都市の所有カメラでない。とのことで、その回答に対しては全て前記の通り、正反対の事情説明を反論の一要件として得ていることは既に明らかに明示している。」などとの主張があるが、このような、当該看板の設置のあり方について是正を求めるような主張は、情報公開上の手続ではなく、不法投棄対策に係る事務の適否について主張しているものであって、事務の適否については、行政不服審査法に基づく審査請求の趣旨や理由にはなり得ない。

よって、審査請求人の主張には理由がないものとする。

(エ) 以上のとおり、本件処分に違法または不当な点はない。

6 審査請求人の主張

公文書公開請求書及び審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおり（原文ママ）である。

- (1) 本件の回答担当部局（――決定通知書）の文中の「保有していない理由」の説明内容に疑義と当方の請求内容（理由）に対する説明（回答）に不足（欠如）があるため。
- (2) 同要綱の第3条一（3）、同第5条一（4）の設置を明示する看板（不法投棄監視カメラ作動中）の掲示は（が）あるが、実際には、目視確認出来る限りにおいて設置されていない（整合性が無い、あわない）。

- (3) 監視しているという旨の看板を、私有者に無断で掲示設置し、不特定多数の人間に対して一種の威圧的な、しかもその実体の無い虚偽行為が堂々と長年月成されているが、本理由をも合理性を有した説明をして頂きたい。
- (4) 本件請求しているカメラは、区役所に何度も申請に行き、市役所から現場の状況等を調査にも来られ大変だった等々、要するに、京都市から貸与されたカメラであり、町内・直近地域の私物のカメラではない。工事、その他一切を担当者側（京都市側）が貸与設置して下さった。等々の当方が直に実話としての情報を得ている
- (5) 要するに明確に言えば京都市の所有物（——カメラ）ではない。因って保有していない（作成する必要がない、ということになる故）。という回答であったが、当方が直に収集している資料の中の一つに、前記担当部局の回答とは相反する情報（資料）を、つまり、回答を全否定されることになる実際の事情説明を直に聴いて確認している（その音声データも所有）。
- (6) 要点としては、回答とは全く反対の事情説明で、内容の重要だった点は、本件で請求しているカメラも前記した指令環循美第3489で請求したカメラと同様、区役所に申請して貸与されたものである。町内や地域の私有物ではないとのことで、その設置工事、その他全部担当者側がして下さった（何度も行き、調査にも来られ大変だった…がとのことではあった）。との説明であった。
- (7) 担当部局の回答が正しかったと仮定する時、今後は逆に京都市のカメラでない私有物として設置されたというカメラになる訳ですが、そうである時は、担当部課の「不法投棄監視カメラ作動中」との掲示板が請求場所の全てに設置されている事はどのように理解すれば理解することが出来るのか？
- (8) カメラが地域等の私有物であるのであれば、本カメラは、京都市の公園内の敷地の京都市のプレートを張った支柱に本カメラが取付け設置されている訳であるが、この事実は京都市はその設置に当り、正規の手続を経た上で許可を与えて成されたものか？

7 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、以下のものであると認められる。

ア ごみの集積場所である5箇所の定点において、要綱第4条第1項の規定に基づき地

域団体から提出される申請書、誓約書、了解書、契約書及び設置希望場所の地図に加え、要綱第5条第1項の規定に基づく変更申請書

イ 5箇所の定点において、審査請求人が存在を主張する不法投棄監視カメラに関して、当該カメラに用いられている記録媒体（例：メモリーカード、SDカードなど）が具体的に分かる文書

ウ 5箇所の定点において、要綱第6条第5項の規定に基づき、不法投棄監視カメラの貸与を受けた地域団体が、画像データを保存する記録媒体を所管のまち美化事務所に持参した事例の有無がわかる文書

エ ごみ集積場所を示す定点番号「朱七31」「朱三1」「朱三2」において、要綱第6条第6項の規定に基づき指定した画像閲覧許可者の氏名及び住所がわかる文書

(2) 本件処分について

ア 諮問庁は、ごみの集積場所である5箇所の定点においては、そもそも要綱に基づく不法投棄監視カメラ等を貸与している事実が無いため、本件請求に係る文書は存在しないと主張している。

イ これに対して審査請求人は、本件請求において、5箇所の定点で不法投棄監視カメラ等が設置されていることを所与の前提として、上記7(1)の文書を求めている。

ウ この点、審査請求人は、「本件請求しているカメラは、区役所に何度も申請に行、市役所から現場の状況等を調査にも来られ大変だった等々、要するに、京都市から貸与されたカメラであり、町内・直近地域の私物のカメラではない。工事、その他一切を担当者側（京都市側）が貸与設置して下さった。等々の当方が直に実話としての情報を得ている」など、不法投棄監視カメラ等が存在する旨の主張をしているが、客観的な裏付けはなく、その真偽は不明と言わざるを得ない。

エ 一方で、不法投棄監視カメラ等貸与制度を実施し、不法投棄に対する対策に努めている諮問庁において、不法投棄監視カメラ等を貸与している事実を隠すような特段の事情は認められず、本件請求に係る文書は存在しないとする諮問庁の主張に、特段不自然な点は認められない。

オ なお、審査請求人は、本件審査請求において、上記7(2)イ及びウ以外にも、様々な主張を行っているが、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であって、これらの主張は、いずれも本件処分とは直接関係ないものであり、当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

諮問番号	諮問	弁明書の提出	審議
情第 109 号	平成 29 年 6 月 22 日	平成 29 年 8 月 10 日	平成 30 年 4 月 25 日 (平成 30 年度第 1 回会議)
情第 111 号			
情第 112 号			
情第 137 号	平成 29 年 7 月 26 日	平成 29 年 9 月 25 日	平成 30 年 5 月 30 日 (平成 30 年度第 2 回会議)
情第 138 号			

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要なしと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 1 部会 (部会長 佐伯 彰洋)

別表

諮問番号		
情第109号	請求日	平成29年2月1日
	請求内容	<p>不法投棄監視カメラ等貸与要綱書に関する書類 第4条の様式(1), 様式(2), 様式(3), 様式(4), 様式(7)。 第6条の(5)に該当する事例の有無。 同カメラに使用されているメモリー媒体物の名称(具体的に分る様)。 上記書類等の保存年限を有する全部。 場所=ゴミ収集(回収) 定点番号「朱二44」(多分, 七本松通, JR嵯峨野線? 高架下)。</p>
	処分通知日	平成29年2月22日
	処分理由	<p>本件については, 京都市不法投棄監視カメラ等貸与に関する要綱に基づき京都市が貸与していないため, 請求に係る公文書は保有していない。</p>
	審査請求日	平成29年5月22日
情第111号	請求日	平成29年2月1日
	請求内容	<p>不法投棄監視カメラ等貸与要綱書に関する書類 第4条の様式(1), 様式(2), 様式(3), 様式(4), 様式(7)。 第6条の(5)に該当する事例の有無。 同カメラに使用されているメモリー媒体物の名称(具体的に分る様に)。 上記書類の保存年限を有する全部。 場所=ゴミ収集(回収) 定点番号「朱七37」(「壬生児童公園」(?))の周囲の南西角(公衆トイレがある))。</p>
	処分通知日	平成29年2月22日
	処分理由	<p>本件については, 京都市不法投棄監視カメラ等貸与に関する要綱に基づき京都市が貸与していないため, 請求に係る公文書は保有していない。</p>
	審査請求日	平成29年5月22日
情第112号	請求日	平成29年2月1日
	請求内容	<p>不法投棄監視カメラ等貸与要綱に関する書類 第4条の様式(1), 様式(2), 様式(3), 様式(4), 様式(7)。 第6条の(5)に該当する事例の有無。 第6条の(6)の画像閲覧許可者名。及び住所。</p>

		同カメラに使用されているメモリー媒体物の名称（具体的に分る様に）。 上記書類の保存年限を有する全部。 場所＝ゴミ収集（回収）定点番号（多分）「朱七31」（「壬生児童公園」の門横（北東角））。
	処分通知日	平成29年2月22日
	処分理由	本件については、京都市不法投棄監視カメラ等貸与に関する要綱に基づき京都市が貸与していないため、請求に係る公文書は保有していない。
	審査請求日	平成29年5月22日
情第137号	請求日	平成29年3月15日
	請求内容	不法投棄監視カメラ等貸与要綱に関する書類等 第4条の様式（1）、様式（2）、様式（3）、様式（4）、様式（7）。 第6条の（5）に該当する事例の有無。 第6条の（6）の画像閲覧許可者名。及び住所。 同カメラに使用されている媒体物の名称（具体的に分る様に）。 上記書類等の保存年限を有する全部。 場所＝ゴミ収集（回収）定点番号「朱三1」。嵐電（正式名は知らない）の軌道の法面（？）にカメラ設置
	処分通知日	平成29年4月6日
	処分理由	本件については、京都市不法投棄監視カメラ等貸与に関する要綱に基づき京都市が貸与していないため、請求に係る公文書は保有していない。
	審査請求日	平成29年6月29日
情第138号	請求日	平成29年3月15日
	請求内容	不法投棄監視カメラ等貸与要綱に関する書類等 第4条の様式（1）、様式（2）、様式（3）、様式（4）、様式（7）。 第6条の（5）に該当する事例の有無。 第6条の（6）の画像閲覧許可者名。住所。 同カメラに使用されているメモリー媒体物の名称（具体的に分る様に）。 上記書類等の保存年限を有する全部。 場所＝ゴミ収集（回収）定点番号「朱三2」。嵐電（正式名知らない）の軌道の法面（？）にカメラ設置
	処分通知日	平成29年4月6日
	処分理由	本件については、京都市不法投棄監視カメラ等貸与に関する要綱

		に基づき京都市が貸与していないため、請求に係る公文書は保有していない。
	審査請求日	平成29年6月29日